

陳 情 文 書 表

受理番号	2752	受理年月日	令和7年2月19日
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査の実施		
要旨	<p>全国市区町村の庁舎内で政党機関紙の勧誘（営業）、配達、集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会75か所で庁舎内における勧誘、配達、集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されている。</p> <p>さらに、庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうかに関して、実態調査が30以上の自治体で行われた。分かる範囲でまとめてみたが、残念ながら京都府内の調査結果が見当たらない。全国でどの自治体でも勧誘された際に、購読しなければならないという圧力を感じたと答えた職員の割合が、少なくとも3割（3人に一人）に上っている。ハラスメントが慢性化している。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果も是非確認してほしい。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはなかった。実態把握を実施していない自治体の多くで、行政としては、職員から具体的な相談がないので対処しないとして、機関紙の購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスはなかったことにされている。</p> <p>象徴的なのが宇都宮市の事例である。宇都宮市議会議員は、政党機関紙の勧誘、配達、集金の中で勧誘行為は一切やっていると強く主張していたが、市が管理職以上の職員228名にアンケートを実施してみると、勧誘された職員が110人で、勧誘時に心理的圧力を感じた職員が50パーセント（55人）に上ったことを受け、議会で正式に謝罪した。ここで言う心理的圧力は、より具体的には、（断ると）今後の業務に支障が出るかもしれないと感じたことを指す（職員回答の86.8パーセント）。市議会としても、市議による機関紙の勧誘に事実上のパワハラが伴っていた実態を重く受け止め、同市議の謝罪文を市議会報（令和6年10月発行）に掲載し、市民に説明責任を果たした。</p> <p>一連の調査で明らかになったことは、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることである。令和7年も3月に、議員から職員への心理的圧力が掛かっている懸念があり、心配して今回の陳情を出している。</p> <p>厚生労働省が示すハラスメントの定義は、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為とある。議員から職員へのハラスメント問題を扱った読売新聞（令和6年3月24日付け）記事には、議員と職員は事実上の上下関係とある。</p> <p>議員と職員は、本来的には対等な関係のはずである。しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、それがいびつな関係に転じる。議員の自覚の有無にかかわらず、圧力を伴う政党機関紙の購読の勧誘の実態があれば、議会、行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことである。</p> <p>繰り返すが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘することは、職員から見れば、議員から勧誘され断りづらい、購読を断ると今後業務に支障が出るかもしれない等の心理的圧力を伴っている現状がある。さらに、現在購読している職員においても、購読をやめたいが言い出しにくいとの回答が過半数となっている。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっている。</p> <p>議員による職員に対するパワハラ行為は、絶対に放置してはならない。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となった。パワハラ防止条例を制定した自治体も85に上る。京都市会においては、職員から相談がないと言って問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいらないか現状把握に努めてほしい。また、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずである。政党機関紙の勧誘行為を含め、議員もそのルールを遵守するように確認することも併せてお願いする。</p> <p>ついては、職員が庁舎内で政党機関紙の購読を勧誘されたり、購読することによって、心理的圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するよう行政に求めるとともに、仮に心理的圧力を受けた職員がいた場合には、適切に対応することを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		